

重要

教職課程を履修されている学生の皆さまへ

「各教科の指導法」の履修計画に関する Web アンケートの実施について
(平成 31 年度施行 教育職員免許法適用者対象)

平成 30 年 6 月 1 日付 教育運営委員会 教職課程・学芸員等部会「教育職員免許法及び同施行規則改正に伴う教職課程履修に関する注意について」(重要なお知らせ) のとおり、教育職員免許法・同施行規則の改正により、平成 31 年度より新法による新教職課程が開始されます。

平成 31 年度から新法の適用となる方を対象として、「各教科の指導法」の履修計画に関する Web アンケートを実施いたします。ご自身が新法に該当するかどうかについて、別紙「新法適用チェック表」(※Web アンケート内にもリンクがあります) にて必ず確認のうえ、アンケートにご回答ください。

アンケートの結果は、今後の「各教科の指導法」の開講コマ数の参考とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

Web アンケートの URL 及び実施期間は、以下のとおりです。

○「各教科の指導法」の履修計画に関する Web アンケート

実施期間 平成 30 年 6 月 5 日(火)～6 月 30 日(土)

U R L <https://krs.bz/ut-knet/m?f=47>

QRコード



平成 30 年 6 月 5 日
教育学部
学生支援チーム(教職担当)

新法適用チェック表（2018.6.5公開）

学部	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
修士	→ → → →	→ → → →	→ → → →	→ → → →	→ → → →
	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
博士	→ → →	→ → →	→ → →	→ → →	→ → →
	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →

※1 **新法適用者**は、「各教科の指導法」の必要単位数が中学校一種8単位、高校一種4単位となり、さらに新設の授業科目2単位（本学においては1単位科目2つ）の修得が必要となります。

なお、今年度までに修得済みの「各教科の指導法」の単位数は、上記の必要単位数に含めることができます。

※2 「教育職員免許法施行規則第6条の6」に定められた科目とは、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」の4科目（それぞれ2単位）のことです。

→ 修士課程修了後は「教育職員免許法施行規則第6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである

→ 修士課程修了後に、上記以外の教職科目を修得する

→ 修士課程修了・退学までに修得し終える

→ 修了後・退学後も引き続き修得する

→ 修了・退学までに修得し終える

→ 博士課程修了後は「教育職員免許法施行規則第6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである

→ 博士課程修了後に、上記以外の教職科目を修得する

→ 博士課程修了・退学までに修得し終える

→ 修了後・退学後も引き続き修得する

→ 修了・退学までに修得し終える